

博士學位論文審査要旨

2013年7月24日

論文題目： 国際連合における拒否権の意義と限界—成立からスエズ危機までの拒否権行使に関する批判的検討—

学位申請者： 瀬岡 直

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 新井 京

副査： 京都大学 名誉教授 安藤仁介

副査： 富山大学 教授 桜井利江

要 旨：

申請者は、一貫して、国連安全保障理事会における常任理事国の拒否権の行使・威嚇に対して制約を課すことが法的に可能かどうかを研究してきた。常任理事国が様々な状況において広範に、また頻繁に拒否権を行使してきた現状を踏まえると、一般には、常任理事国の拒否権は、国連憲章上、常に例外なく認められると理解されているように思われる。しかし冷戦終焉後の国際社会は、1999年のNATOのコソボ空爆に対する中国・ロシアの拒否権行使の威嚇に代表されるような、従来の拒否権制度に疑義を懐かせる事態に少なからず直面しており、国際社会の共通利益を著しく阻害するような拒否権行使に対して制限を加えるべきではないかという議論が生じている。申請者は、正義と平和の相克とも言うべきこうした難問への答えを得るべく、国連憲章の起草過程と、冷戦期に国連体制下においてとられた諸実行を研究し、本論文を執筆した。

本論文第1章では、拒否権制度の意義と限界を国連憲章の起草過程にまで遡って検討している。拒否権の起草過程を再検討した結果、5大国の力が拒否権制度の成立過程に多大な影響を及ぼしたことは厳然たる事実であり、その意味で、常任理事国の拒否権はきわめて政治的な色彩が濃い制度として誕生したと言えるが、同時に、拒否権制度は、基本的に常任理事国の死活的利益を守るためやむなく認められたものという「原型」が浮かび上がる点を強調されている。また制約のありうる根拠として、「(国際平和のための) 5大国の責任」、拒否権が「稀にしか行使されないもの」という認識、「近い将来における制度改正の必要性」といったことを前提に成立したものであることが指摘され、大国がこれらの制約事由を一般的ながらも受け入れたのであるから、拒否権を一定の制約の下に置くことが可能ではないかと示唆されている。

続く各章では、国連発足後、冷戦が本格化するなかで、常任理事国が直接の紛争当事国でない場合においても拒否権を頻繁に行使するようになった実行と、それに対する制約の可能性が検討されている。第2章では、一見して拒否権が乱発されているようなこの国連発足直後の実行においても、いわゆる「実質事項」に対していかなる場合でも無制限に拒否権行使が可能との態度が取られたわけではなく、逆に、常任理事国の重大利益が危機に瀕していない場合に拒否権行使を控えるべきとの示唆が読み取れると指摘される。第3章では「平和のための結集決議」採択、第4章ではスエズ危機における同決議をめぐる実行が検討され、拒否権行使を控えるべき客観的基準に結びつく手がかりが模索されている。これらの検討から指摘されるのは、常任理事国としての責任が放棄されたかのようなスエズ危機等の事例において、そうした行為が国連憲章の最大の目的である国際平和と安全の維持から大きく外れるものであるとの認識、また国際平和と安全の維持という国連の目的に合致した平和維持活動に紛争当事者や多数の中小国が同意する場合、常任理事国はこれを容認すべきであるという認識が、ほぼすべての国連加盟国に共有されたことの

重要性である。

以上のような概要の本論文であるが、その総合的意義は以下の通りであろう。第1は本論文の「新しさ」である。従来拒否権制度は、基本的に政治的な問題と考えられ、その制約に関する法的分析は綿密にはなされてこなかった。しかし、申請者の着実な研究態度が発揮された論稿の積み重ねによって、拒否権行使の法的制約につき、少なくとも「手がかり」となるものが整理された形で、世界的に見ても「初めて」提示されたといえよう。

第2は、本論文における申請者の明解な分析能力である。本論文では、「今ある法」と「あるべき法」が交錯する分野において、諸国の発言・提案などを読み込み、その真の意図を浮き彫りにしながら、激烈な議論の場において「最低限の共有されている意思」を十分にくみ取られている点は特筆に値する。

第3に、本論文の現実世界における必要性である。昨今、国連改革に関する専門家パネルやいくつかの常任理事国政府が、重大な人権侵害に対する拒否権行使の制約の必要性を指摘するようになっている。本論文が提示した「手がかり」は、現実の国際政治におけるそのような議論に大いに影響を与えうるものであろう。

以上のような観点で、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

学力確認結果の要旨

2013年7月24日

論文題目： 国際連合における拒否権の意義と限界—成立からスエズ危機までの拒否権行使に関する批判的検討—

学位申請者： 瀬岡 直

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 新井 京

副査： 京都大学 名誉教授 安藤仁介

副査： 富山大学 教授 桜井利江

要 旨：

本論文についての学位申請者の学力確認は、審査委員 3 名と学位申請者の参加のもと、2013年5月18日12時30分から90分間実施された。

各審査委員からは、本論文の内容のみならず、国連憲章の解釈、その解釈手法の一般国際法上の裏付け、今ある法とあるべき法との関連性などについて幅広い質問がなされ、申請者からは的確な解答がなされた。その質疑応答のなかで、申請者が国連憲章や国連法に関わる十分な知見を持っているだけでなく、国際法一般に関わる広範な学識を持っていることが明確になった。また、論文自体に引用されている一次資料や二次資料の量とその読み込みの正確さから、十分な語学力（英語）を持っていることも示された。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

博士學位論文要旨

論文題目：国際連合における拒否権の意義と限界

—成立からスエズ危機までの拒否権行使に関する批判的検討—

氏名：瀬岡 直

要旨：

本書の目的は、従来の国際法学が必ずしも子細に検討してこなかった拒否権の制約に結びつく国際連合の施行とくに各国の発言に焦点を当てることによって、常任理事国が拒否権の行使又は行使の威嚇を控えるべき客観的な基準にできる限り接近しようと試みることである。

第1章では、拒否権の成立過程たるダンバートン・オークス会議、ヤルタ会談、及びサンフランシスコ会議の関連議論を検討して、実質事項に関する常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇に対する制約に結びつく手掛かりとなる各国の発言を浮き彫りにした。検討の結果、常任理事国の拒否権の行使又は行使の威嚇の問題は、拒否権の制約事由、すなわち、常任理事国は基本的に自国の重大な利益が脅かされる場合に拒否権を行使すること、常任理事国は中小国間の紛争に対して特別な責任を負うこと、常任理事国は共通の利益のために稀にしか拒否権を行使しない旨の声明を行ったこと、拒否権制度に対して近い将来何らかの改正が加えられることなどの前提条件といわば表裏一体であることが明らかとなった。したがって、常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇の問題は、本来、これらの拒否権の制約事由と切り離して議論し得ないし、また議論されるべきでもない。これこそが、常任理事国が拒否権の行使又は行使の威嚇を控えるべき客観的な基準にできる限り接近しようと試みる本研究にとって、いわば出発点であることを指摘した。

第2章では、実質事項に関する常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇を制約しようとする国連発足後初期の動きを取り上げた。国連発足からスエズ危機までのおよそ10年間に、ソ連は多くの国連加盟国の批判にもかかわらず、加盟申請に関する問題及び国際の平和に関する問題について80回以上も拒否権を行使した。こうしたソ連の頻繁な拒否権行使に注目すれば、サンフランシスコ会議において示された拒否権の制約事由は無制約になったと評価せざるを得ないのかも知れない。しかし、国連発足後初期の動きを子細に考察するならば、従来の学説が国連憲章第27条3項の文言解釈に基づき拒否権行使又は行使の威嚇を一律に黙認してきた実質事項についても、多くの国連加盟国は、拒否権行使を控えるべき常任理事国の重大な利益が絡まない場合を、拒否権行使もやむを得ない常任理事国の重大な利益が絡む場合から切り離そうと努めていたことが確認できる。具体的には、まず、国連発足当初の加盟問題をめぐる審議において、大半の国連加盟国は、実質事項の中で加盟申請をめぐる問題が国際の平和及び安全の維持に関する問題と比べて常任理事国の重大な利益が直接絡んでいないため、加盟問題に関して常任理事国は拒否権行使又は行使の威嚇を控えるべきであると主張していた。さらに、初期の総会審議において総会決議267号を支持した英米仏中の四常任理事国及びほとんどの中小国は、国際の平和及び安全の維持の分野それ自体においても常任理事国は自国の国益を守るためにやむを得ない場合のみ拒否権を行使すべきだとする基本的な立場を表明していた。なかでも米国や一部の中小国は、国連憲章第6章における中小国間の紛争の平和的解決に関する問題については、常任理事国の重大な利益が直接脅かされていないため拒否権の行使又は行使の威嚇を控えるよう主張していた。

第3章では、1950年に国連総会が採択した「平和のための結集」決議を検討した。その結果、「平和のための結集」決議の起草過程において、国連加盟国なかでも多数の中小国は、サンフランシスコ会議において示された拒否権の制約事由を考慮して、国際の平和及び安全の維持に

関わるソ連の頻繁な拒否権行使又は行使の威嚇を強く批判していたことを明らかにした。こうした認識が広まったからこそ、多数の国連加盟国は朝鮮戦争を契機に「平和のための結集」決議を採択して、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為が存在する状況において安全保障理事会が常任理事国の全会一致の欠如のために主要な責任を果たせない場合には、総会が国際の平和及び安全を維持するために必要な措置を勧告する権限を明確に認めるに至ったのである。

もともと、ソ連を中心とする東側諸国は、実質事項とりわけ国際の平和及び安全の維持に関する常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇に対する制約を推し進めるこれらの国連発足以後の動きに反発し続けた。そして、国連発足直後から多くの紛争において少数派に属していたこのソ連の反発に着目すれば、常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇を制約しようと努めるこうした国連発足以後の動きは、本研究における先例的な意味合いが小さいと評価せざるを得ない可能性もないわけではない。しかし、ここで留意すべきは、常任理事国が少数派に追い込まれる状況は決してソ連に特有であると言い切れるものではなく、紛争の内容如何によってはいずれの常任理事国にも多かれ少なかれ当てはまると認識されていたことである。そして、実際に、1956年に勃発したスエズ危機においてソ連は、米国やアジア・アフリカ諸国と共に多数派を形成して英仏及びイスラエルの武力行使を批判する安保理決議案を提出したのみならず、こうした決議案に対する英仏両国の拒否権行使を強く批判して「平和のための結集」決議に賛同する主張を展開した。つまり、スエズ危機においてはソ連を含む東側諸国でさえも安全保障理事会における常任理事国の全会一致原則を絶対視する先の立場を覆すような対応を取ることになったのである。

こうした問題意識の下に、第4章では、スエズ危機における英仏両国の拒否権行使に対する国連加盟国の対応を検討した。そして、各国の発言内容を子細に検討するならば、多くの国連加盟国は、英仏の拒否権行使がこの2国のいわば死活的利益を守るためのやむを得ない手段としてではなく、大国間の武力衝突へ転化する可能性の高い19世紀的介入政策の単なる隠れ蓑として認識したこと、その結果、安全保障理事会においてほとんどの加盟国は、英仏両国が国際の平和及び安全を維持する常任理事国としての特別な責任を果たさなかったと認識したことを明らかにした。そして、これらの諸点を勘案すれば、スエズ危機は、常任理事国の特別な責任に違背する拒否権の行使が国連憲章の下で合法でないとして主張し得ないとしても、少なくとも国際の平和及び安全の維持という国連憲章の最大の目的から大きく外れるものであったと東西ブロックの壁を越えるほとんどの国連加盟国によって理解されるに至った先例ではないかと問題提起をした。

もともと、たとえ常任理事国の拒否権行使が国連憲章の趣旨・目的から大きく外れるものであるとしても、国連加盟国とりわけ常任理事国がこのような場合に国連集団安全保障体制がどこまで機能すべきであると考えていたのかは、別途、検討しなければならない問題である。こうした視点を勘案して、第4章では「平和のための結集」決議に基づき開催された第1回緊急特別総会の審議を分析した。その結果、多くの国連加盟国は英仏及びイスラエルに対する軍事制裁を発動してスエズ危機を解決しようとするよりはむしろ、同意・中立・公平の原則に基づく国連緊急軍を派遣して地域紛争の拡大を防止することに努めた。そして、国連緊急軍の目的たる紛争の封じ込めが国連加盟国の共通利益、ひいては国際連合の最大の目的たる国際の平和及び安全の維持に合致することを踏まえるならば、スエズ危機は次のような国連加盟国の認識を醸成する先例となる可能性があることを指摘した。すなわち、常任理事国は、少なくとも直接の紛争当事国たる中小国が国連平和維持活動に同意する場合、国際の平和及び安全の維持の実現に関して特別な責任を果たすために平和維持活動を容認又は黙認すべきである。

以上、本研究は、多くの国際法学者が拒否権制度を論ずる際に前提としてきた国連憲章第27条3項の文言解釈を重視する立場とは異なる視点に基づき、拒否権の成立からスエズ危機までの国連実行を考察することによって、常任理事国の拒否権の行使又は行使の威嚇に対する制約に結びつく手掛かりを浮き彫りにしようとした。では、本書の分析を踏まえて、今後、常任理事国

の拒否権行使又は行使の威嚇に対する制約の可能性をどのように検討していくべきであろうか。本書は、今後の課題として次の2点を指摘した。

第1は、国連平和維持活動に関わる常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇をめぐる国連実行である。この実行を検討する理由は、スエズ危機終結以降に派遣されたおよそ60の国連平和維持活動が安全保障理事会によって樹立されている実行の積み重ねは、常任理事国が平和維持活動に関連する安保理決議案に対して拒否権の行使を抑制してきた事実を示すものだからである。

第2は、重大な人権侵害に関わる常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇に関する国連実行である。この実行に焦点を当てる理由は、本書の序章において指摘したとおり、近年、常任理事国が自国の重大利益が危機に瀕していない事態において、深刻な人権侵害に対処する安保理決議案に対し拒否権行使又は行使の威嚇を控えることを提案する動きが高まっているからである。

こうした問題意識に基づき、今後、本研究は、スエズ危機終結以降の国連実行、なかでも国連平和維持活動と重大な人権侵害に関わる実行を丹念に検討することによって、常任理事国の拒否権行使又は行使の威嚇に対する制約に結びつく手掛かりを模索し続けていくことにしたい。そして、拒否権の成立過程、冷戦期の実行、及び冷戦終焉後の実行の網羅的な検討から、常任理事国が国際の平和及び安全の維持に関して拒否権行使又は行使の威嚇を控え特別な責任を果たすべき状況を導き出すことこそ本研究の最終的な目標である。